

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの期間、39年8月から40年3月までの期間、43年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から同年9月まで
② 昭和39年8月から40年3月まで
③ 昭和43年2月及び同年3月

社会保険事務所(当時)で確認したところ、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。

各申立期間については、昭和36年4月に国民年金に加入後、納付時期は覚えていないが、保険料を納付していたはずである。

このため、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①の国民年金保険料については、オンライン記録では未納となっているものの、国民年金被保険者名簿では、同期間の保険料が納付済みと記載されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

また、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、申立期間①の後である昭和38年4月から39年7月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、38年4月の時点において、申立期間①の保険料を納付することは可能であったことから、当該保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、申立期間②前後の期間である昭和38年4月から39年7月までの期間及び40年4月から41年1月までの期間について、それぞれ保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

加えて、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、申立期間③直前の昭和42年9月から43年1月までの保険料を同年7月22日に過年度納付し、申立期間③直後の43年4月から44年3月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間③の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成11年8月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月19日から同年9月4日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務していた平成11年8月19日から同年9月4日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が漏れていることが判明した。A社から提出された資料のとおり、申立期間についても勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、同社の平成11年8月の集金集計表及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成11年9月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、誤った資格取得日に係る届出を行った旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所（当時）へ申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成11年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和5年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和19年10月1日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和19年10月1日から同年12月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和19年12月にC社に勤務する直前まで、A社B工場に勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は、同社B工場において、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得したことが確認できるところ、同年6月に施行された厚生年金保険法において、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年10月から開始することが定められていることから、オンライン記録における申立人の資格取得日は同年10月1日となることを確認できる。

また、A社から提出された「厚生年金台帳」及び同社からの回答により、申立人は、昭和19年6月から同社B工場に在籍していたことが確認できる。

一方、前述の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、資格喪失日に係る記載が確認できないところ、申立人

は、A社B工場を退職する際、同じ寮にいた数人が同時期に退職したとしており、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得した同僚450人のうち2人について、同年12月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の記録から、30円とすることが妥当である。

茨城厚生年金 事案 1661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を50万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、50万1,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、50万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A社から、平成 19 年 12 月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、19万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A社から、平成 19 年 12 月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、19万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1664

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を47万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、47万1,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、47万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A社から、平成 19 年 12 月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、19万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1666

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を35万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、35万7,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、35万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1667

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を25万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、25万8,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、25万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を44万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、44万5,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、44万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A社から、平成 19 年 12 月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、5万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、16万9,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、16万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、16万2,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、16万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1672

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、47万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1673

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A社から、平成 19 年 12 月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、19万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を20万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、20万1,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、20万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1675

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を20万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、20万1,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、20万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1676

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を21万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、21万3,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、21万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、48万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1678

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、15万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A社から、平成 19 年 12 月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、44万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を43万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、43万8,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、43万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1681

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を40万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、40万9,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、40万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を42万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社から、平成19年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、42万1,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、42万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年9月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和56年4月から60年9月までの国民年金保険料のうち、58年4月から59年3月までの期間については申請免除となっており、他の期間については未納とされていた。

申立期間については、昭和55年8月頃に国民年金に加入し、継続して保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人には、昭和62年7月6日に、過年度保険料に係る納付書が発行されていることが確認できることから、この時点で、申立期間の一部については保険料が未納であった可能性がある。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間直後である昭和60年10月から62年3月までの国民年金保険料について、同年11月19日に過年度納付していることが確認できることから、この時点において、申立期間の一部については、時効により保険料を納付することができなかったと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までについては、国民年金保険料の申請免除手続を行った記憶は無く、継続して保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によれば、申立期間当時、同居していた申立人の両親も、申立期間の大半について保険料が申請免除となっており、保険料の申請免除手続は、世帯主が保険料の納付について著しい困難がある場合に認められるものであることから、申立人のみ保険料の申請免除手続を行わず、継続して保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1290 (事案 653 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から41年10月までの期間及び42年6月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から41年10月まで
② 昭和42年6月から52年6月まで

自宅に訪問してきたA市区町村の職員二人に「今なら、将来、満額の国民年金が受給できるように、遡って国民年金保険料を納付することができる。」と言われ、最初に30万円、その約1か月後に32万円ほどの保険料を納付したことを覚えているので、申立期間の保険料も納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。新たな事実や証拠となるものは思い出せないが、再度、申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間に係る申立てについては、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の記載内容及び国民年金手帳記号番号が払い出された時期から判断すると、申立人の主張には不合理な点が認められることから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、本申立てにおいて、両申立期間の国民年金保険料は、集金に来た二人のA市区町村の職員に62万円ほどを2回に分けて納付したと主張を変えているものの、第3回特例納付期間(昭和53年7月から55年6月まで)に納付可能な申立期間の保険料及び同期間中に納付した他の期間の保険料(特例納付16か月、過年度納付21か月)を合わせると、納付すべき金額が相違していることから、今回の申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 17 日から同年 8 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 60 年 3 月 17 日から 61 年 2 月 1 日までの期間のうち、60 年 3 月 17 日から同年 8 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 60 年 3 月 17 日から A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社において、申立人に係る雇用保険被保険者資格の取得日及びB健康保険組合加入員資格の取得日は、共に昭和 60 年 8 月 1 日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社からは、事務所及び工場は移転し、当時の資料は残っておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況は不明との回答が得られた。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していたとする同僚一人から、同社における厚生年金保険の加入は一律な取扱いではなく、社長が社員ごとに加入時期を決めていたとの証言が得られた上、二人からは、厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、自身が記憶するA社の入社時期の、それぞれ1か月後及び6年後になっていたとの証言が得られたところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚が主張する勤務の開始時期と被保険者資格の取得時期が一致していないことが確認できることから判断すると、同社では、社員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなか

った事情がうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。